

# 平成 26 年経済センサス-基礎調査の概要

## 1 調査の目的

平成 26 年経済センサス-基礎調査は、事業所及び企業の基本的な経済活動の状態を調査し、事業所母集団データベース等の母集団情報を整備するとともに、全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的としている。

## 2 調査日

平成 26 年 7 月 1 日

## 3 調査の対象

### (1) 地域的範囲

全国

平成 26 年 4 月 1 日現在において、東日本大震災に関して原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定に基づき原子力災害対策本部が設定した帰還困難区域または居住制限区域を含む調査区を除く

### (2) 属性的範囲

調査日現在、国内に所在する全ての事業所。

今回経済産業省が所管する「商業統計調査」と一体的に実施した。

ただし、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所（物の生産又はサービスの提供が事業として行なわれている一定の場所をいう。以下同じ。）のうち、次の各号に掲げる事業所は対象外とした。

ア 大分類 A－農業・林業に属する事業所で個人の経営に係るもの

イ 大分類 B－漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの

ウ 大分類 N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類 79－その他の生活関連サービス業（小分類 792-家事サービス業に限る。）に属する事業所

エ 大分類 R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96－外国公務に属する事業所

## 4 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる 1 区画の場所を 1 事業所とし、これを調査の単位とした。単一の経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1 区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに 1 事業所とした。

なお、事業所としての取扱いに関し、以下に掲げるものについては、特例を設けた。

### (1) 建設業

作業の行われている工事現場、現場事業所などは、それらを直接管理している本社、支店、営業所、出張所などの事業所に含めて調査した。また、自営の大工、左官、塗装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については、工事現場では調査せず、それらの業者の事業所又は自宅で、その従業員も含めて調査した。

### (2) 運輸業

鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運輸業は、管理責任者のいる場所を事業所とした。鉄道業について、駅、車掌区、車両工場などは、それぞれを 1 事業所とした。

ただし、駅長、区長などの管理責任者の置かれていない事業所は、管理責任者のいる事業所に含めて調査した。

(3) 学校

同一の学校法人に属する幾つかの学校、例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが同一構内にあるような場合、学校ごとにそれぞれ1事業所とした。ただし、高等学校に併設されている定時制課程などは別の事業所とせず、その高等学校に含めて調査した。

(4) 国及び地方公共団体の機関

国及び地方公共団体の機関については、法令により独立の機関として設置されている機関を1経営主体とみなし、それぞれの場所ごとに1事業所とした。ただし、一般行政事務又は立法事務を行っている機関の中に、それ以外の現業的業務を行っている「係」などの組織がある場合は、それらの組織をまとめて別の事業所とした。

## 5 調査事項

調査には、甲調査と乙調査があり、それぞれ次に掲げる事項について調査した。

(1) 甲調査

ア 事業所に関する事項

- (ア) 名称
- (イ) 電話番号
- (ウ) 所在地
- (エ) 開設時期
- (オ) 従業者数
- (カ) 事業の種類
- (キ) 業態
- (ク) 単独事業所・本所・支所の別
- (ケ) 年間総売上(収入)金額

イ 企業に関する事項

- (ア) 経営組織
- (イ) 資本金等の額
- (ウ) 外国資本比率
- (エ) 決算月
- (オ) 持株会社か否か
- (カ) 親会社の有無
- (キ) 親会社の名称
- (ク) 親会社の所在地及び電話番号
- (ケ) 子会社の有無及び子会社の数
- (コ) 法人全体の常用雇用者数
- (サ) 法人全体の主な事業の種類
- (シ) 国内及び海外の支所等の有無及び支所等の数
- (ス) 本所の名称
- (セ) 本所の所在地及び電話番号
- (ソ) 年間総売上(収入)金額

(2) 乙調査

- ア 名称
- イ 電話番号
- ウ 所在地
- エ 職員数
- オ 事業の種類
- カ 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地

## 6 調査の流れ

調査は、「甲調査」及び「乙調査」の2種類からなっており、甲調査は、国及び地方公共団体の調査事業所以外の調査事業所を、乙調査は、国及び地方公共団体の調査事業所を対象として、それぞれ次に示す流れで実施した。

### ア 甲調査

#### (ア) 調査員調査

総務省—都道府県—市町村—統計調査員—調査事業所

#### (イ) 本社等一括調査

- ① 総務省—報告者
- ② 総務省—都道府県—調査事業所
- ③ 総務省—都道府県—市—調査事業所

### イ 乙調査

#### (ア) 国による調査

総務省—調査事業所

#### (イ) 都道府県による調査

総務省—都道府県—調査事業所

#### (ウ) 市町村による調査

総務省—都道府県—市町村—調査事業所

## 7 調査の方法

調査は、対象となる事業所及び企業の規模に応じて、調査員による調査と国、都道府県、市町村による調査に分けて行った。

### ア 甲調査

#### ・調査員調査

単独事業所及び新設事業所が対象とし、調査票の配布は調査員が行い、収集は調査員による回収又はオンラインにより行った。

#### ・本社等一括調査

国内に傘下支所事業所を有する本社等を対象とし、調査票の配布は総務省が郵送により行い、収集はオンライン又は郵送により行った。

#### ① 総務省による調査

2以上の都道府県の区域にわたって事業所を有する企業の事業所、従業員数30人以上の企業の事業所及び総務大臣が定める事業所並びに東日本大震災の影響により調査員調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣が定めた調査区内の事業所

#### ② 都道府県による調査

同一の都道府県の区域内に大多数の事業所を有する従業員数30人未満の企業の事業所(ア及びウに掲げるものを除く。)

#### ③ 市による調査

同一の市の区域内に全事業所を有する従業員数30人未満の企業の事業所(アに掲げるものを除く。)

### イ 乙調査

市町村の調査事業所にあつては市町村が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県が、国の調査事業所にあつては総務省が、調査票を調査事業所ごとに送付し、オンラインで回収する方法により行った。